

令和6(2024)年度外国人特別研究員 受入機関事務担当者向け説明会

令和7(2025)年2月21日

独立行政法人 日本学術振興会

国際事業部人物交流課

令和6(2024)年度 外国人特別研究員 受入機関事務担当者向け説明会

- ご視聴にかかる注意事項

- 説明会の間はマイクをミュートに、カメラをオフに設定してください。
- 同時接続数に限りがありますので、接続URLの使いまわしはくれぐれもお控えください。
- 本日の説明会は録画しています。後日アーカイブ配信を行います。
- 参加者の皆様による録音・録画ならびに写真撮影などはご遠慮ください。
- 説明会終了後にアンケートを実施いたしますので、ご協力いただけますと幸いです。アンケートの回答内容は今後の説明会の改善のための資料とする以外には用いません。

外国人特別研究員の諸手続について質問がある場合は、gaitoku@jsps.go.jpまでメールでご連絡ください。

タイムテーブル

14:00	開始
14:05	外国人研究者招へい事業の概要 外国人特別研究員 採用後手続きの概要
14:35	外国人特別研究員 諸手続きにかかるR7年度の主な変更点
14:50	Q&A
15:00	終了



外国人特別研究員 受入機関事務担当者向け説明会

令和7(2025)年2月21日

独立行政法人日本学術振興会
国際事業部人物交流課
外国人特別研究員係

Grab exciting research opportunities in Japan!

JSPS INTERNATIONAL FELLOWSHIPS for RESEARCH in JAPAN 2025

The Japan Society for the Promotion of Science (JSPS) carries out programs that provide overseas researchers who have an excellent record of research achievements with an opportunity to conduct collaborative research, discussions, and opinion exchanges with researchers in Japan. These programs are intended to help advance the overseas researchers' research activities while promoting science and internationalization in Japan.

POSTDOCTORAL FELLOWSHIPS for RESEARCH in JAPAN

- SUMMER PROGRAM**
for Pre- / Postdoctoral **2 months** in summer
- SHORT-TERM**
for Pre- / Postdoctoral **1-12 months**
- STANDARD**
for Postdoctoral **12-24 months**

INVITATIONAL FELLOWSHIPS for RESEARCH in JAPAN

- SHORT-TERM**
for Mid-career to Professor **14-60 days**
- LONG-TERM**
for Mid-career to Professor **2-10 months**

https://www.jsps.go.jp/english/e-inv_researchers/index.html
(English)

外国人研究者招へい事業の概要

外国人研究者招へい事業概要

特徴

1. 分野・国籍を問わず、研究計画の学術的価値を重視
2. キャリアステージ・招へい目的に合わせた多様なプログラム
3. 年複数回の申請機会
4. 長期滞在者に対する日本での生活支援

研究者のキャリアステージ

博士号取得前後

博士号取得後

助教

准教授

教授

外国人研究者招へい事業 (外国人特別研究員)

サマー・プログラム

夏季2か月

約100名(推薦のみ)

欧米短期

1か月以上12か月以内

約140名(推薦・公募)

ASEAN/アフリカ短期

1か月以上12か月以内

○ 約10名(推薦のみ)

共同研究

一般

12か月以上24か月以内
約330名(推薦・公募)

外国人研究者招へい事業 (外国人招へい研究者)

長期

2か月以上10か月以内

約60名(公募のみ)

共同研究

短期

14日以上60日以内

約160名(公募のみ)

意見交換・講演

令和7(2025)
年度開始

交流実績	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
外国人特別研究員	1,083	757	714	1,143	1,028
外国人招へい研究者	236	44	56	384	232

外国人研究者招へい事業概要

プログラム名		内 容
外国人 特別研究員	一般	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供するプログラム
	欧米短期	博士号取得前後の優秀な欧米諸国及びASEAN/アフリカ諸国の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供するプログラム
	ASEAN/アフリカ 短期	
	サマー・ プログラム	欧米主要国の博士号取得前後の若手研究者を夏期2ヶ月間日本の大学等に受け入れる制度
外国人 招へい研究者	長期	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供するプログラム
	短期	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的としたプログラム

外国人特別研究員 支給経費

- (1) 渡航費:往復国際航空券(現物支給)(JSPSの規定による。エコノミークラス。)
- (2) 滞在費:一般
月額 362,000円
欧米短期、ASEAN/アフリカ短期
月額 362,000円(博士号取得者)
200,000円(博士号取得見込者)
- (3) 渡日一時金:定額 200,000円(採用期間開始前から日本に居住実態がなく、かつ、採用期間が3か月以上の場合)
- (4) 海外旅行保険
- (5) その他:一般
欧米短期、ASEAN/アフリカ短期
特別研究員奨励費に応募可能
調査研究費に申請可能

※採用期間開始日以前から日本国内に滞在する者には、「渡航費」の往路分及び「渡日一時金」は支給しません。

申請方法

外国人特別研究員の申請方法には、外国人研究者の招へいを希望する日本側受入研究者の所属する各大学等研究機関長が申請を行う「公募」と、外国人研究者が海外推薦機関に申請を行う「推薦」があります。

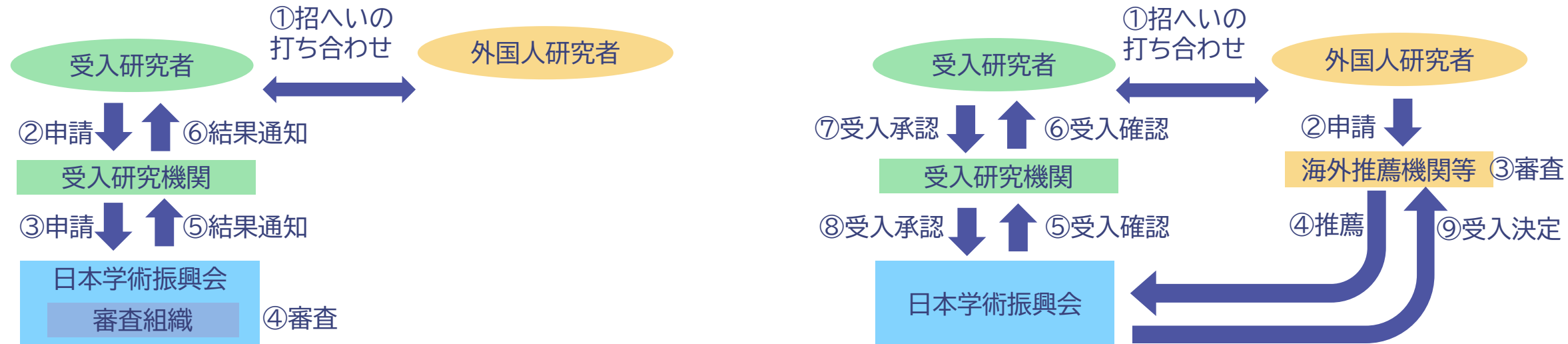
【公募】

欧米短期
一般

【推薦】

欧米短期
ASEAN/アフリカ短期
一般

【申請の流れ】



申請方法(公募)

◎電子申請システムから申請

募集要項、申請様式等は、本会のウェブサイトに掲載しています。

一般

- ▶ 制度概要
- ▶ 募集要項・申請書（公募）
- ▶ 申請スケジュール（公募）
- ▶ 選考方法（公募）
- ▶ 申請手続（推薦）
- ▶ 採用後の手続
- ▶ 採用者一覧
- ▶ 申請・採用状況
- ▶ 成果報告（研究報告書）



外国人特別研究員

Postdoctoral Fellowships for Research in Japan

一般、欧米短期

募集要項・申請書（公募）

外国人特別研究員（一般・欧米短期）申請等に関する説明動画（外部サイト）・資料（PDF/1.91MB）を掲載しています。
これから申請を予定されている方や、機関内での説明会等にご活用ください。
（受入研究者と受入機関向け動画のため、日本語のみとなっております）

募集要項ダウンロード

令和7（2025）年度分募集要項

- 令和7（2025）年度 募集要項（PDF/876KB） PDF
- 令和7（2025）年度 審査区分表（PDF/588KB） PDF
- 令和7（2025）年度 審査セット（一般）（PDF/291KB） PDF
- 令和7（2025）年度 審査セット（欧米短期）（PDF/769KB） PDF
- 令和7（2025）年度 申請様式ダウンロード
- 令和7（2025）年度 申請書作成・記入要領、参照資料

※令和6（2024）年度分の募集は終了しました
令和6（2024）年度分募集要項

- 令和6（2024）年度 募集要項（PDF/685KB） PDF
- 令和6（2024）年度 審査区分表（PDF/588KB） PDF
- 令和6（2024）年度 審査セット（一般）（PDF/286KB） PDF
- 令和6（2024）年度 審査セット（欧米短期）（PDF/286KB） PDF
- 令和6（2024）年度 申請様式ダウンロード
- 令和6（2024）年度 申請書作成・記入要領、参照資料

申請方法(公募)

【参考】

・各種操作手引(電子申請システム)

<https://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/kdownload.html#>



・外国人研究者招へい事業 申請方法のご案内(外国人特別研究員)

https://www.youtube.com/watch?v=vg_pKFqkZhM



採用後

採用通知後の流れについては、手引に簡易的に記載しているページがありますので、ご確認ください。

採用期間開始前 Pre-arrival	採用を承諾する Accepting the fellowship offer	A	受入承諾兼誓約書 Notice of Acceptance and Pledge	採用が決定次第速やかに As early as possible	J13 E13
	申請資格の確認 Verification of the eligibility		学位記等/Doctoral Degree Certificate or other academic certificate ※学振指定のDegree Confirmation (様式18) でも可 A JSPS-specified Degree Confirmation may also be submitted. 欧米諸国の永住権が確認できる書類（該当者のみ） A copy of permanent residency card of eligible countries (Only for the Short-term fellows applicable)	本手引きの該当ページをご覧ください Please refer to the relevant pages of the Guidelines.	J13 E13
	往路航空券の申込み Applying for air ticket		「国際航空券手配に関する説明」をご覧ください。申し込みをする研究員は別途指定された旅行代理店に直接申し込みを行ってください。 See the "Air Ticket Application Information" of the travel agency. Fellows who would apply should contact the travel agency designated by JSPS to book their air ticket.	—	J17/38 E17/38
	滞在費その他経費の支給を受ける Receiving allowances and other expenses	1	採用期間開始等予定届 Notice of the Schedule for Fellowship Commencement	来日 1 か月前まで One month prior to the Fellow's arrival	J17 E17
		2	銀行口座届 Notice of Bank Account	本手引きの該当ページをご覧ください Please refer to the relevant pages of the Guidelines.	

ケーススタディ

様式2: 銀行口座届



様式2提出の際、初回金の支給口座を機関口座とすることは可能か。



可能です。委任状をご提出いただく必要がありますので、事前に学振にご相談ください。
委任状の記入にあたっては、フェロー又はホストと口座名義人の関係および当該の口座に振り込む必要がある理由を明記してください。

銀行口座届 Notice of Bank Account			
1. 外国人特別研究員氏名 Fellow's Name			
2. 受入研究機関 Host Institution			
3. 受入研究者氏名 Host's Name			
4. 登録口座名義人 Account Holder	☐ 受入研究者 Host Researcher	☐ 外国人特別研究員 Fellow	☐ 左記以外※事前にご相談ください。 Other: Please contact JSPS before submitting this form.

※様式を変更しました。

ケーススタディ

様式2：銀行口座届



(初回金通知時)

フェロー口座が開設できたため、ホスト口座ではなく、フェロー口座に支給してほしい。



できません。通知の段階では、既に本会内での支給手続きが完了しています。
フェローの銀行口座情報を記載した様式2をシステムからご提出いただきましたら、次回以降の支給から変更可能となります。

ケーススタディ

航空券



国際航空券手配に関する説明には、航空券の申込みを採用期間開始日の「40日前までに」行う旨書いてあるが、ビザが取得できていない。仮で申し込みをしても良いか。



ビザ取得後、採用期間開始日が決まってから申込みをしてください。

40日前を過ぎた場合でも、対応可能です。(便数が少なくなる可能性があります。)

なお、往復航空券支給対象のフェローについては、往路便、復路便を同時に発券します。

※1度航空券を発券した場合、キャンセル料、変更手数料等はフェロー負担となります。

※往復航空券を発券済みで、復路をキャンセルする場合、半額相当がフェロー負担となります。

往復航空券支給対象のフェロー

採用期間が9か月以内の欧米短期、ASEAN/アフリカ短期フェロー

欧米短期、ASEAN/アフリカ短期の採用期間が10か月以上のフェロー、一般のフェローは片道ずつ発券

ケーススタディ

航空券



学位記が取得できそうなので航空券の申込みをしても良いか。ビザは取得済みである。

一般:

航空券の発券は、ビザの取得が済み、本会にて学位取得書類が確認できた段階で可能となります。

欧米短期、ASEAN/アフリカ短期:

ビザの取得および本会への学位取得見込証明書の提出をもって航空券の発券が可能ですが、初回金の滞在費が20万円/月となる場合があります。



【FAQ】(問 6101)往路航空券手配のために提出すべき書類はあるか。

(答)学位書類、様式 A「受入承諾兼誓約書」、様式 1「採用期間開始等予定届」、様式2「銀行口座届」の提出が必要です。またビザ未取得の場合は発券できません。

【手引】学振は、学位記等の提出をもって往路航空券の発券及び初回金支給の手続を開始します。

ケーススタディ

航空券



ビジネスクラスにアップグレードすることは可能か。



差額をフェロー負担とすることでアップグレード可能です。

その他、フェロー差額負担でフライト変更可能な例

- ・所属機関、現住所、国籍国以外の発着を希望する場合
- ・預け荷物を増やす場合等



台風でフライトが欠航した。どのような手続きとなるか。



天災によりフライトが欠航し、来日できない場合、再度採用期間開始日をホスト、受入機関、フェローで決めていただき、発券手続きを行います。

機関からはJSPSに、フェローからは旅行代理店にご連絡ください。

旅行代理店を通さず航空券を購入した場合、フェロー負担となります。

ケーススタディ

様式4：採用開始期限延長願



採用開始期限内に採用を開始できそうにない。どうしたら良いか。

一般：

やむを得ない事情により、採用開始期限内に採用を開始することができない場合、様式4を提出することで、採用年度内まで採用期間開始日を延長することが可能です。



【やむを得ない事情の例】

他のフェローシップとの重複、博士号取得のスケジュールが変更になった場合等

※採用期間開始日が12月1日以降となる場合、採用年度の特別研究員奨励費には応募できません。

※採用年度を過ぎての採用開始はできません。

欧米短期、ASEAN/アフリカ短期：

採用開始期限が採用年度内となっているため手続きの必要はありませんが、採用年度を過ぎての採用開始はできません。

☆出産・育児、傷病により年度内に採用期間を開始することが難しい場合は、採用期間の中断(手引J29)もご検討ください。

採用期間の中断(手引J29)

出産・育児にかかる採用期間の中断

対象者 : 出産(配偶者が出産する場合を含む)又は1歳未満の子を養育するため、採用の中断を希望する者

中断期間: 原則として出産予定日の6週間前の日の属する月の初日から子が満1歳に達する日の属する月の末日まで(最長15か月)とし、
1月単位

回数 : 1人の子につき1回

傷病を理由とする採用期間の中断

対象者 : 1か月以上研究に専念できないと診断された外国人特別研究員であって、傷病により、採用の中断を希望する者

中断期間: 診断書記載の療養期間を踏まえ判断した期間とし、1月単位、通算して12か月を上限

回数 : 制限なし

※中断期間の上限(通算して12か月)を超えて中断をすることはできない

※中断が認められた場合、中断期間が終了する日の1か月前までに、様式11(採用期間再開届)の提出が必要(傷病を理由とする中断の場合、医師による診断書も必要)

【共通事項】

- ・中断した月数分、採用期間終了日が繰り延べされる。
- ・中断している期間は滞在費及びその他の支給経費(手引IV「支給経費」参照)は支給されない。
- ・中断している期間は、原則として海外旅行保険の対象とはならない。

ケーススタディ

様式7: 一時出国届・報告書



様式7の提出を忘れており、出国する日の2週間前を過ぎてしまった。



一時出国届・報告書は、出国日の2週間前まで、再入国後1週間以内に計2回ご提出いただく必要があります。もし出国前の届の提出が出国日から起算して2週間前を過ぎてしまい、出国直前にご提出いただく場合、提出が遅れた理由をお知らせください。

また、万が一事前に様式7を提出することができず、再入国後に様式7を初めてご提出いただく場合は、必ずホスト作成の理由書を様式7と併せてご提出ください。

※減額、戻入が発生する可能性もありますので、提出期限厳守でお願いします。

ケーススタディ

様式9: 受入研究者及び外国人特別研究員に係る情報修正届



申請時のフェロー氏名がパスポートと違ったので修正したい。
(申請時にミドルネームを記載し忘れた等)



様式9をご提出ください。

Award Letter、経費負担証明書は申請書に基づき発行します。これらの記載がパスポートと異なる場合、COEの申請手続き等に影響が出る可能性もありますので、申請の際、フェローの氏名、生年月日、国籍等がパスポートと同じになっているか、ご確認をお願いします。

Award Letter、経費負担証明書の修正を希望する場合は、差し替え版を発行しますので、様式9提出時にお申し出ください。

ケーススタディ

証明書



採用期間中に、証明書が必要になったため、発行してほしい。

【手引J24】

原則として、学振は採用証明書を発行しません。採用期間中、例えば、在留資格の更新手続の際に、学振が研究員を採用していること、又は研究員が必要とする経費を学振が負担していること等に関する証明書類が必要となった場合は、採用通知又は経費負担証明書の写しを使用する若しくは受入研究機関の事務担当部署に作成を依頼してください。依頼を受けた受入研究機関は、本手引の APPENDIX Cを参照の上、作成してください。



採用期間終了後、かつ就職活動等に使用する目的で、学振がこれを適切と認めた場合に限り採用証明書を発行します。採用証明書の発行を希望する場合は、「証明書交付願(様式 17)」に必要な事項を記入のうえ、採用証明書を必要とする日の 2 週間前までに電子メールにて提出してください。電子媒体での発行を行い、郵送による送付は行いません。研究報告書の未提出や、戻入の手続きが未完了の場合は発行できません。

☆採用期間終了後、研究報告書の提出期限前であれば、研究報告書未提出の場合でも発行可能です。

ケーススタディ

様式14:採用期間終了(期間の短縮)届



就職が決まったため、採用期間短縮のために様式14を提出する。注意事項はあるか。

様式14と併せてご提出いただく採用証明書類について、採用期間中に就職先の雇用が開始していないことを確認できる書類をご提出ください。

採用期間中に雇用開始日を迎える場合は、採用期間終了日まで収入が発生しない旨の書類をご提出ください。(または採用期間終了日を雇用開始日以前に変更してください。)

※様式13: 採用期間終了後の本邦滞在願の場合も同様に、本邦滞在期間中に就職先の雇用が開始していない、または収入が発生しないことが確認できる書類をご提出ください。



外国人特別研究員 諸手続きにかかるR7年度の主な変更点

令和7(2025)年度からの変更について(報酬の受給)

(1) 報酬の受給の可否

研究員は、採用期間中、業務遂行等による報酬を受給することができる。ただし、この場合、以下の①～④の全てを満たす必要がある。

- ① 研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと。
- ② 雇用契約を締結しない業務であること。
- ③ 在留資格で認められている範囲内の業務であること。
- ④ 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書(様式 19)」の内容を報告し、受入研究者の了解を得ていること。

※③に関連して、具体的にどのような活動が認められているか判然としない場合、その他、在留資格に関連した手続きの詳細については、出入国在留管理庁のホームページをご確認いただくか、地方出入国在留管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンターにお問い合わせください。

令和7(2025)年度からの変更について(報酬の受給)

国税庁の見解

以下の2点を踏まえて滞在費は引き続き課税対象とならない旨を了解している。

- ・外国人特別研究員が得る報酬が著しく高額でないこと
 - ・租税条約において、我が国の居住者に該当すること
- なお、著しく高額かの判断は、研究に専念せず、いたずらに報酬を得る活動をして社会通念上高額な報酬を得ているような事例を想定している。

- ・報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むことはできません。
- ・複数の支給者から報酬(※)を得ている場合は、個別に所得税の確定申告(毎年2月中旬～3月中旬)を行う必要があります。報酬支給者から年末調整関係書類(扶養控除等申告書等)の提出を求められた場合、受入機関にて対応ください。
- ※学振から支給される滞在費等の経費はこれに含まれない。
- ・租税条約に関する手続きは報酬支給元で行ってください。

令和7(2025)年度からの変更について(報酬の受給)

(2)報酬受給報告書(様式19)の提出

採用期間中に報酬を受給した研究員の受入研究者は、研究員の採用期間終了後1か月以内に、受入研究機関の事務担当部署を通じて「報酬受給報告書(様式 19)」を提出してください。

報告の対象は、採用期間及び中断中に業務遂行等を行ったものの報酬(振込が採用期間終了後となる場合含む)になります。

期限内に報酬受給報告書(様式19)が提出されない場合、報酬受給報告書(様式19)の内容に虚偽の記載があった場合、または前述(1)に示された事項に反する活動があった場合は、当該の活動があった月について滞在費の戻入を請求する場合があります。

やむをえない理由により提出期限内に報酬受給報告書(様式19)を提出できない場合は、すみやかに学振に連絡してください。

なお、学振から、受入研究者に対して、本報告の内容を確認することがあります。

令和7(2025)年度からの変更について(研究報告書の提出期限)

研究報告書(様式15)の提出期限の変更

令和6(2024)年度までの採用フェロー： 採用期間終了日から1か月以内

令和7(2025)年度からの採用フェロー： 採用期間終了日から3か月以内

※提出期限を超えて研究報告書の提出がない場合は、研究報告書が提出されるまで証明書の発行はできません。

令和7(2025)年度からの変更について(特別研究員奨励費)

◎応募区分が3区分(実験系、非実験系、特別枠)→2区分に変更になりました。

応募区分	応募総額	
	採用期間 24 か月	採用期間 12 か月以上 24 か月未満
A区分	240 万円以下	120 万円以下
B区分 (※)	240 万円超 300 万円以下	120 万円超 150 万円以下

(※) 研究計画上、応募総額がA区分を超える必要がある場合。採用時評価を参考にし、その必要性が認められた場合に限りB区分として配分額を決定する。

参考:令和7年度の応募スケジュール

応募時期	採用期間 開始時期	研究計画調書提出 (送信)期間 (※)	審査結果通知 交付内定 (予定)	交付申請 締切(予定)	交付決定 (予定)
第1回	4月 1日～ 4月 30日	1月 22日(水)～ 2月 19日(水)	4月下旬	5月中旬	6月下旬
第2回	5月 1日～ 7月 31日	5月 7日(水)～ 6月 3日(火)	7月中旬	8月上旬	9月上旬
第3回	8月 1日～ 9月 30日	7月 30日(水)～ 8月 26日(火)	10月上旬	10月中旬	11月上旬
第4回	10月 1日～ 11月 30日	9月 8日(月)～ 10月 7日(火)	11月中旬	12月上旬	12月下旬

※日付等については、全て令和7(2025)年。

ウェブサイト:https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20_tokushourei/download.html



Q&A

外国人特別研究員候補者の研究分野について

Q. どのような研究分野が申請対象でしょうか？

A. 全ての研究分野が申請対象となります。研究分野に制限は設けておりません。
なお、公募の審査区分を本会ウェブサイトの募集要項のページに記載しています。申請予定の研究課題がどのような区分に該当するか、申請前にご確認いただけます。

外国人特別研究員候補者申請資格について

Q. 社会人博士課程学生も受入可能でしょうか。可能な場合、留意すべきことはありますか？

A. 当該の者が採用期間開始時点で雇用契約を締結し、報酬を得ている場合、受入不可となります。また、博士課程学生の申請については、一般、欧米短期、ASEAN/アフリカ短期等で申請可能かどうか異なりますので、当該の候補者の学年、国籍、日本在住の状況等も考慮して募集要項をご確認ください。

航空券手配について

Q. 航空券の予約手配は、外国人特別研究員自身または受入機関にて手配できますか？

A. 学振が採用後に案内する旅行代理店経由で手配ください。なお、自己手配する場合は、本会からの航空券代の支給はありません。

滞在費について

Q. 採用期間開始前日に学位記を学振に提出できそうですが、この場合、最初の支給分から滞在費が学位取得者向けの金額に増額できますか？

A. まず、学位未取得で採用期間を開始し、学位取得後に滞在費の増額をすることができるのは、欧米短期及びASEAN/アフリカ短期になります。一般は、学位未取得の状態で採用期間を開始することはできません。採用期間開始日の直前に学位取得書類を本会に提出できる可能性がある場合は、必ず採用期間開始の1か月程度前に本会に受入機関事務担当部署を通じてご連絡ください。事前のご連絡がない場合は、申請時に本会に申告された学位取得状況に応じて手続を進めます。

ただし、採用期間開始日前に学位を取得した場合でも、学位取得書類の提出を本会で確認できない場合、滞在費は学位未取得者向けの金額となります。

また、仮に学位取得書類の提出が採用期間開始日の前日となった場合、1か月程度初回金の支給が遅くなる可能性があります。早期の支給を希望する場合は、初回金は学位未取得者の金額で支給し、2回目以降の支給から学位取得者向けの金額に増額することが可能です。

なお、支給方法や時期については、予算の都合により変更となる可能性があることをご理解ください。

特別研究員奨励費について

Q. 特別研究員奨励費の使用期限はありますか？

A. 原則、「外国人特別研究員の採用期間内」となります。ただし、採用を終了した外国人特別研究員が引き続き科研費応募資格を有し、研究代表者となって特別研究員奨励費の継続使用を希望する場合は、補助事業年度の末日まで使用することができます。詳細は、令和7(2025)年度科学研究費助成事業科研費募集要領をご確認の上、ご不明点は研究助成第一課までお問い合わせください。
token-shourei@jsps.go.jp

報酬の受給について

Q. 手引J34に「報酬支給者から年末調整関係書類の提出を求められた場合、受入機関にてご対応ください。」との記載がありますが、報酬支給者に受入機関が含まれない場合、具体的にはどのような対応が必要でしょうか。

A. 当該フェロー受入機関にて、年末調整関係書類の提出をサポートしてください。多くのフェローは日本の税制について不慣れであることが予想されますので、必要に応じてご助力いただけますようお願いいたします。

報酬の受給について

Q. 「非常勤講師」として勤務を行うことは可能でしょうか？その際、給与(謝金)を受け取ることは可能でしょうか？その場合、どのような申請手続きが必要でしょうか？

A. 雇用契約が生じないなど、手引にある諸条件に合致していることをホストにて確認いただければ行うことができます。

フェローの採用期間終了後1か月以内に、受入研究機関の事務担当部署を通じて「報酬受給報告書(様式19)」を提出してください。

なお、雇用ではなく請負契約等にて授業を実施する場合には、文科省による令和3年4月8日付事務連絡「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について」に基づき、職名や業務内容について十分にご留意ください。

報酬の受給について

Q. 令和7(2025)年度から報酬の受給が認められるが、令和6(2024)年度以前から採用されているフェローも報酬の受給が認められますか？

A. 令和6(2024)年度以前採用のフェローの報酬の受給につきましても、令和7(2025)年4月1日以降であれば、令和7(2025)年度採用のフェローと同様に可能となります。

その他の取組

外国人特別研究員に対する交流支援

＼R6 (2024) 年度初開催／

外特交流会 (JSPS Global Gathering 2025 in Tokyo) の開催

外特（一般）及び採用期間が12か月の外特（欧米短期）に採用中の者を対象に、ネットワーキングに特化した交流会（JSPS Global Gathering）を令和7(2025)年1月に開催。

外特約120名に加えて特別研究員PD&海外特別研究員も約20名参加。JSPS同窓会関係者も招待者として参加。



オリエンテーション

初めて日本に長期滞在する外国人特別研究員を対象に、研究生生活を円滑に遂行してもらうことを目的としてフェロー間の情報交換を含むオリエンテーションを平成18(2006)年度より継続。令和6(2024)年度はオンラインで10月に開催。

※オリエンテーションとは別日程で日本語研修もオンラインにて実施。
1時間×3回の授業を提供。



その他の取組

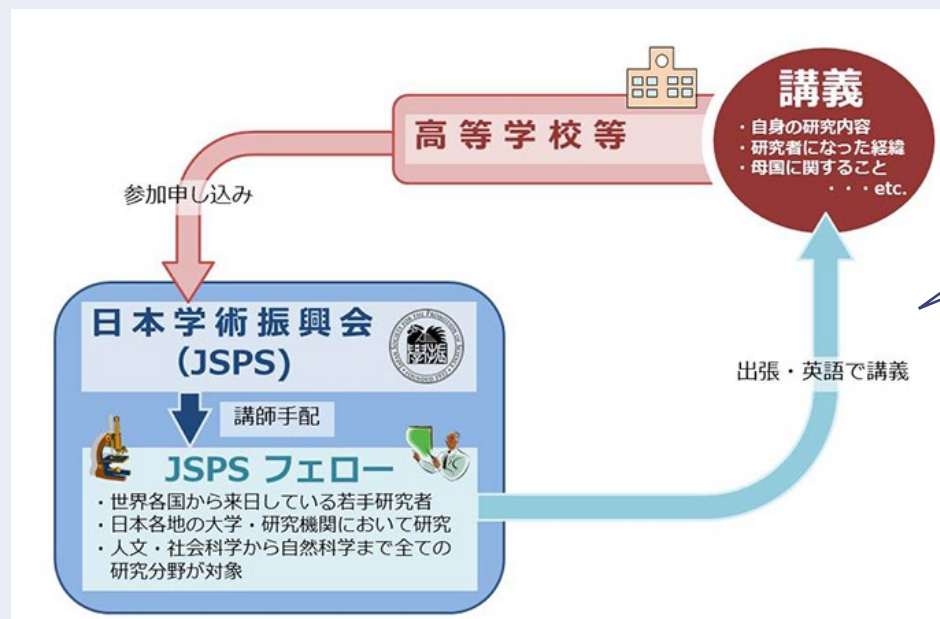
サイエンス・ダイアログ

概要

外国人特別研究員からの有志を募り、受入研究機関近隣の高等学校等において、研究活動や母国の紹介、研究者になった経緯等について、英語による講義を行う機会を提供する。英語による講義を通じて、生徒の科学や国際的な学術研究への関心を啓発するとともに、外国人研究者の地域社会との交流を支援する。



実施の流れ

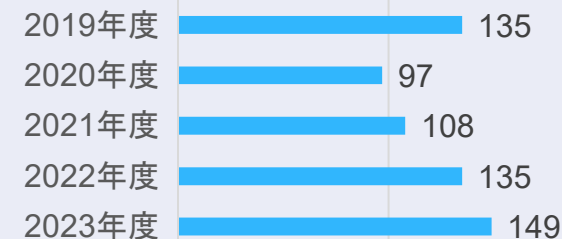


各学校は開催希望時期や希望分野等を指定して応募。
本会は参加申し出のあったフェローを中心にマッチングを行う。

実績

- 全国で約230校の学校が参加
- 参加した生徒はのべ約72,000人
- 授業後のアンケートで「再度講義を聴きたい」と回答した生徒は全体の約90%と高い満足度

実績件数の推移



本会からの支援

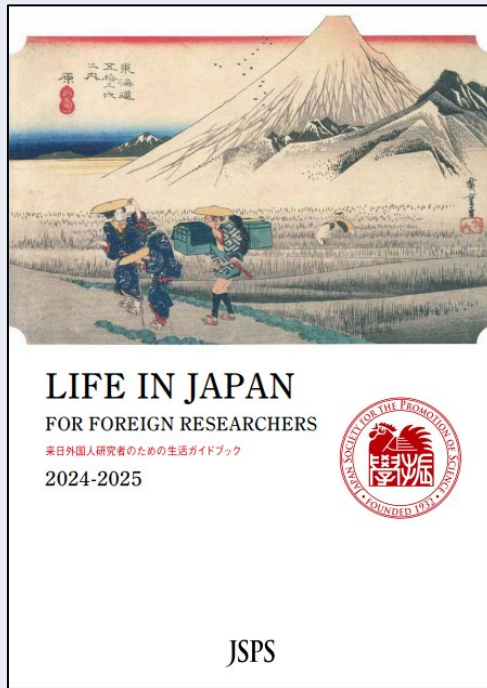
旅費：フェローの受入研究機関から講義開催地までの旅費を支給。

講義補助者（受入研究者又は同僚等）分も支給可能。

教材費（上限50,000円）：講義に要した教材等の購入費用を請求に基づき支給。

広報資料(一部)紹介

LIFE IN JAPAN



日本で生活するうえで
役に立つ情報を掲載

外国人研究者招へい事業 リーフレット

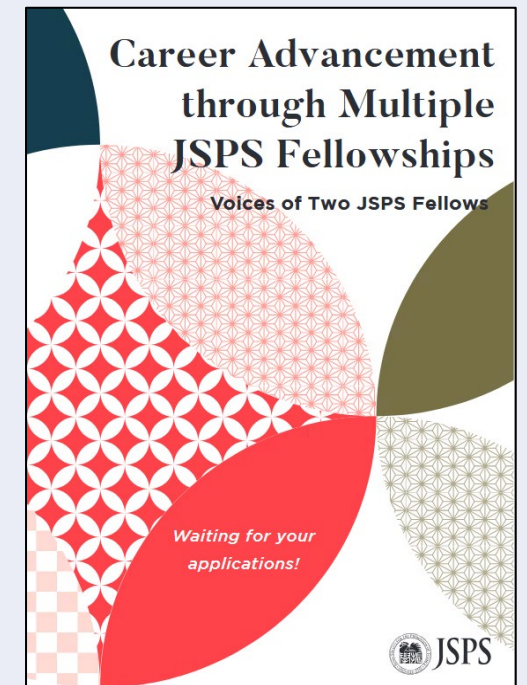


JSPS Fellowship Bright Stories



JSPSフェローシップ経験者の声を掲載

Career Advancement through Multiple JSPS Fellowships



刊行物のウェブサイト: <https://www.jsps.go.jp/j-publications/>

お問い合わせ先

ご不明点は、お気軽にご相談ください

●申請に関すること 外国人研究者招へい事業 募集要項



人物交流課

一般: postdoc-standard@jsps.go.jp
欧米短期: postdoc-short@jsps.go.jp
ASEAN/アフリカ短期: pa-short@jsps.go.jp
03-3263-3444

●採用後の手続に関すること 外国人特別研究員 諸手続の手引



人物交流課

gaitoku@jsps.go.jp
03-3263-3810

ご清聴ありがとうございました

アンケートのご回答をお願いします！



説明会参加者向けのアンケートの受付は終了いたしました。

